



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。**10/9(金)から16(金)までお休み**をいただきます。**早めに資料提供をお願いする**場合等ございますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

重要情報

1. 年金必要加入期間120月に短縮へ

これまで年金受給に必要な加入月数は300月(25年)であったため、払い損になる可能性のある方が納付を躊躇する傾向にありましたが、H29.4月、必要加入月数が120月(10年)に短縮されることが予定されています。

2. 国外事業者への消費税課税仕入

H27.10.1から国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供にも消費税が課されますが、相手が日本の国税当局に予め登録した事業者で消費税の記載がある請求書を発行した場合には、これを売上の仮受消費税から差引くことができます。

3. 財産債務明細に変わる財産債務調書

H27年度改正で対象者が確定申告時に提出していた財産債務明細が整備され、財産債務調書に代わりました。提出基準は、年所得2千万円以上かつ財産総額3億円以上または有価証券1億円以上とされ、若干緩和されています。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【パラグアイ：首都アスンシオン】白人系のウルグアイと違い、パラグアイは現地人ガラニー族の国です。ポコポコのアスファルトの割れ目のぬかるんだ赤土に草が茂り、西洋風の公共建物は廃墟のよう。路上ではうす汚いオヤジが白屋ドラム缶テーブルを囲みゲームに興じ、裸足の少年が靴墨とブランを片手に、穴だらけのスニーカーを履いた私じつと見つめます。泥くさい、というより臭い。常につきまとう食べ物の匂い。呼吸をするたびに、熱気と湿気にむせかえりそうで、ここに住む人々の息遣いが耳元で聞こえるくらいあけびりろげ。混沌とした影の気配もなく、降り立った瞬間にワクワクしたものです(写真はウルグアイの量り売りワイン店)。

☆事務所からの連絡☆

マイナンバー対策用の資料一式を提供しています。必ずお読みになって、事業者さま各位でそれぞれ対策を始めるようお願いします。

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
秋の夜長を
お楽しみください。



税金マメ知識(重要)

【最後：マイナンバー・事業者の手続き】役員従業員には、自分だけでなく扶養家族(子供やお年寄り)のナンバーも提出が必要な旨を伝え家族分の管理を求めます。住民票の登録が現住所と異なる場合には早めに直してもらいます(⇒弊事務所内で案内文書ひな形を用意しています)。

ナンバーの取得は、従業員は採用時、不動産個人オーナーは賃貸借契約締結時に各1度、個人プロ士業は依頼の都度行います。取得時には本人確認手続きが必要で、番号確認のため通知カード等を取得者が目視してチェックするとともに、番号所有者本人であるか顔写真付きの免許証パスポート等の提示により確かめます(⇒弊事務所内で提供依頼書ひな形を用意しています)。

会計事務所に源泉事務、年末調整・法定調書の業務を委託している場合は、集めたナンバーを事務所に預けますが、委託先事務所が情報保護の管理体制をしっかりとっているか確認するのが事業者の義務です(⇒弊事務所内で情報保護の合意書を用意しています)。

晩酌のじかん

大人になっても未だに、燃え尽き間際のセミが怖いです。死んでいると思って近づいたら突如威勢の良い叫び声をあげて暴れます。夜道の待ち伏せ不意打ちに、年甲斐もなくウォッ！と声を出してしまいます。今年のは暑かったですね。落ち着いたと思ったら不安定な天気、ご自愛下さい。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red